

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業費補助金交付要綱

制定 令和7年4月1日付け 7畜産第1805号

改正 令和8年3月23日付け 7畜産第265658号

(趣旨)

第1条 農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)に定めるもののほか、農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業実施要領(以下「要領」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の交付)

第2条 県は、農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象は、要領第5とする。

2 補助金の額は、要領第6とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 知事は、前条の交付申請があったときは、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、その旨を事業実施者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第6条 事業実施者は、第4条の規定により提出した書類の記載事項について、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、補助金変更交付申請書(第2号様式)を提出し、予め知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の3割以上の増減
- (2) 事業の中止
- (3) 事業実施者の変更
- (4) その他知事が必要と認める場合

(実績報告)

第7条 事業実施者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月9日のいずれか早い時期までに実績報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第8条 第4条、第6条及び第7条の規定による申請又は報告については、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年香川県規則第73号)の規定の例による。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、第7条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要な調査を行ったのち、交

付すべき補助金の額を確定し、これを事業実施者に通知する。

(補助金の請求)

第 10 条 事業実施者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の取消等)

第 11 条 知事は、事業実施者が次に掲げる事項に該当した場合は、補助金の交付決定を取り消し又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に違反したとき又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が著しく不相当と認められるとき。
- (4) 交付の決定の後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(関係書類の保管)

第 12 条 補助事業にかかる帳簿及び関係書類は、補助事業として完了した年度の翌年度から起算して、5年間整備保管しなければならない。

(財産の管理)

第 13 条 香川県補助金等交付規則第 22 条第 2 項第 4 号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効果の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第 22 条第 2 項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 3 事業実施者が知事の承認を受けてその事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他)

第 14 条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
事業実施者
代表者

下記のとおり、農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業に申請したいので、同事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、事業費補助金 円の交付を申請します。

記

1 対象施設

- (1) 居住外国人材の就労農場名
- (2) 対象施設の住所

2 補助事業の内容及び計画

単位：円

経費区分	内容	仕様・ 型番等	数量	単価	事業費	負担区分		備考
						県補助金	その他	
施設費								
設備費								
計								

※ 備考欄に、消費税及び地方消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」をそれぞれ記入すること。

3 収支予算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
県補助金 その他				
計				

(2) 支出の部

単位：円

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
施設費 設備費				
計				

4 補助事業完了予定日 年 月 日

5 添付資料 知事が必要と認める資料

第2号様式

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
事業実施者
代表者

(元号)年 月 日付け 第 号により、交付決定を受けた農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業について、次のとおり変更したいので、同事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 補助事業の内容及び計画

単位：円

経費区分	内容	仕様・ 型番等	数量	単価	事業費	負担区分		備考
						県補助金	その他	
施設費								
設備費								
計								

※ 備考欄に、消費税及び地方消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」をそれぞれ記入すること。

※ 変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3 収支予算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
県補助金 その他				
計				

※ 変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(2) 支出の部

単位：円

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
施設費 設備費				
計				

※ 変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

4 補助事業完了予定日 年 月 日

5 添付資料 知事が必要と認める資料

第3号様式

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業実績報告書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
事業実施者
代 表 者

(元号)年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業について、下記のとおり完了したので、同事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告する。

記

1 対象施設

- (1) 居住外国人材の就労農場名
- (2) 対象施設の住所

2 補助事業の内容及び実績

単位：円

経費区分	内容	仕様・ 型番等	数量	単価	事業費	負担区分		備考
						県補助金	その他	
施設費								
設備費								
計								

※ 備考欄に、消費税及び地方消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」をそれぞれ記入すること。

3 収支精算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較	
			増	減
県補助金 その他				
計				

(2) 支出の部

単位：円

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較	
			増	減
施設費				
設備費				
計				

4 補助事業完了日 年 月 日

5 添付資料

- (1) 売買契約書又は注文書等の写し
- (2) 納品書又は引渡書等の写し
- (3) 出来高設計書の写し（設計を伴わない施設機械等の整備の場合は、当該施設機械等の請求書又は領収書の写し）
- (4) 財産管理台帳（第4号様式）
- (5) その他、香川県知事が必要と認める書類

第4号様式

財 産 管 理 台 帳

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業

事業実施年度				年度		補助金等事業名 農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業				地区名			
補助事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
内容	仕様・型番等	施工場所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
							県補助金	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入のこと。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入のこと。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。